

本庄市

HONJO CITY

南部地区

土砂災害ハザードマップ

土砂災害ハザードマップの目的

土砂災害ハザードマップは、梅雨期の集中豪雨や台風に伴う豪雨などにより、土石流やげ崩れなどが発生した場合に被害を受けるおそれのある区域を土砂災害警戒区域等として示し、土砂災害が予想される場合や発生した場合に、住民のみならずが避難などの適切な行動をとっていただくために作成したものです。

日ごろからご家族や地域の方と話し合ってください、土砂災害による被害の軽減にお役立てください。

指定緊急避難場所（北部）	施設名	住所	電話(0495)	指	AED
① 障害福祉センター	いまい台2-43			♥	♥
② 児玉高等学校	八幡山410	72-1591		♥	♥
③ 児玉中学校	児玉町八幡山438	72-0133		♥	♥
④ 児玉小学校	児玉町児玉1355-1	72-1569		♥	♥
⑤ 下町自治会館	児玉町児玉1697			♥	♥
⑥ 久美塚保育園	児玉町児玉2351-1	72-4386		♥	♥
⑦ 山王自治会館	児玉町児玉2420			♥	♥
⑧ 児玉文化会館(セルディ)	児玉町金屋728-2	72-8851		♥	♥
⑨ 児玉総合公園体育館(エコーピア)	児玉町金屋753-1	73-3815		♥	♥
⑩ 児玉白幡高等学校	金屋980	72-1566		♥	♥
⑪ 金屋小学校	児玉町金屋1116-1	72-1168		♥	♥
⑫ 金屋保育園	児玉町金屋1173	72-1238		♥	♥
⑬ 宮内東公会堂	児玉町宮内1350-3			♥	♥
⑭ 塩谷集会所	児玉町塩谷599			♥	♥
⑮ 秋山会館	児玉町秋山1401-1			♥	♥
⑯ 秋平さくら保育園	児玉町秋山2527-1	72-1167		♥	♥
⑰ 秋平小学校	児玉町秋山2531	72-1239		♥	♥
⑱ コウガの森・共和	児玉町蛭川685	72-0104		♥	♥
⑲ 共和小学校	児玉町蛭川895-1	72-1349		♥	♥
⑳ 共和公民館	児玉町蛭川915-5	72-0337		♥	♥
㉑ 吉田村自治会館	児玉町吉田林212			♥	♥
㉒ 下流見文化財収蔵庫	児玉町下流見867-11			♥	♥

※「指」欄に「○」が記されている施設は指定避難場所ではありません。災害の危険性が極めて高かった住民の避難が災害の危険性が高くなるまで必要な期間を要し、または災害により被害に及ぼされた住民の避難が一時的に滞りかねることを目的とした施設です。

指定緊急避難場所（南部）	施設名	住所	電話(0495)	指	AED
① 生活改善センター	児玉町河内670-10			♥	♥
② 遊楽荘	児玉町元田875-4	73-0011		♥	♥
③ 観光農業センター	児玉町小平653	72-6742		♥	♥

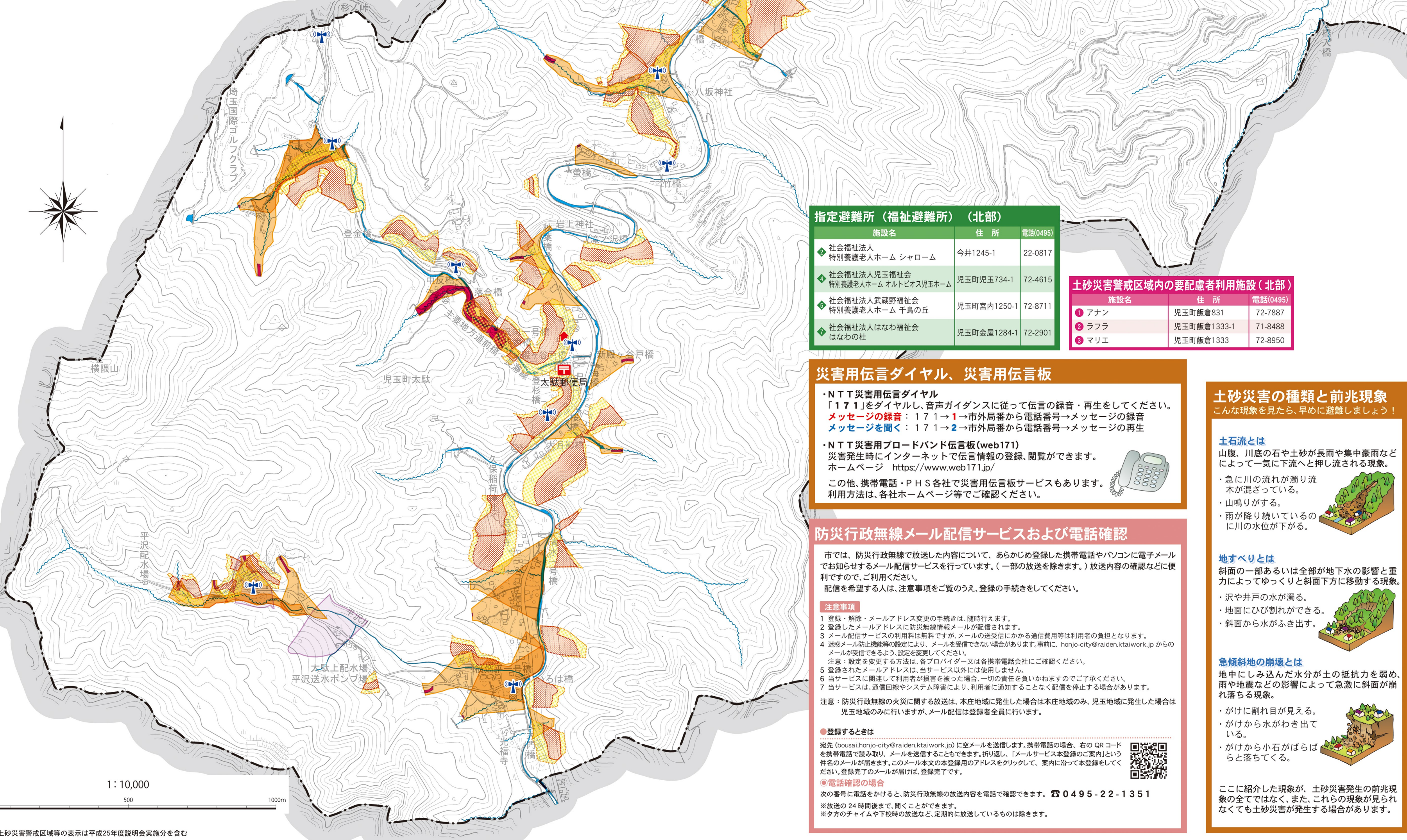
※本庄市立本庄小学校は土砂災害警戒区域内であるため土砂災害避難情報が出た際は他の避難場所へ避難してください。

防災機関等の連絡先	市役所	消防本部	警察本部	国土交通省河川国道事務所	気象庁熊谷地方気象台	埼玉県消防防災課	埼玉県河川砂防課	埼玉県土木建設部	医療法人地産会 青木病院	医療法人堀川会 堀川病院	医療法人桂水会 南病院	医療法人桂水会 北病院	医療法人 鈴木外科病院	児玉町八幡山 293	児玉町児玉南 3-3-1
本庄市役所	本庄 3-5-3	0495-25-1111													
児玉総合支所	児玉町八幡山 368	0495-72-1331													
児玉都市広域消防本部	西富田 904-3	0495-24-0119													
中央消防署	西富田 904-3	0495-24-0119													
本庄分署	224	0495-21-5177													
児玉分署	児玉町長沖 290-1	0495-72-1181													
本庄警察署	本庄 4-2-7	0495-22-0110													
児玉町児玉 1470-1	0495-22-0110														
国土交通省利根川上流河川事務所	久喜市東橋北 2-19-1	0480-52-3952													
国土交通省利根川下流河川事務所	群馬県高崎市栄町 6-41	027-345-6000													
気象庁熊谷地方気象台	熊谷市桜町 1-6-10	048-521-7911													
埼玉県消防防災課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8150													
埼玉県河川砂防課	さいたま市浦和区高砂 3-15-1	048-830-8120													
埼玉県土木建設部	北郷 818-1	0495-21-3141													
医療法人地産会 青木病院	下野堂 1-13-27	0495-24-3005													
医療法人堀川会 堀川病院	本庄 1-4-10	0495-22-2163													
医療法人桂水会 南病院	北郷 810	0495-24-8821													
医療法人桂水会 北病院	北郷 1780	0495-22-6111													
医療法人 鈴木外科病院	児玉町八幡山 293	0495-72-1235													
児玉町児玉南 3-3-1	0495-72-0030														

緊急連絡先

- 本庄市役所 0495-25-1111 ● 児玉総合支所 0495-72-1331
- 児玉都市広域消防本部 0495-24-0119

本庄市 平成26年作製 平成31年3月修正
本庄市のホームページのアドレス <http://www.city.honjo.lg.jp>



指定避難所（福祉避難所）（北部）			
	施設名	住 所	電話(049)
◆	社会福祉法人 特別養護老人ホーム シャローム	今井1245-1	22-0817
◆	社会福祉法人児玉福祉会 特別養護老人ホーム オルトヒオス児玉ホーム	児玉町児玉734-1	72-4615
◆	社会福祉法人武蔵野福祉会 特別養護老人ホーム 千鳥の丘	児玉町宮内1250-1	72-8711
◆	社会福祉法人はなわ福祉会 はなわの杜	児玉町金屋1284-1	72-2901

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（北部）			
	施設名	住 所	電話(0495)
①	アナン	児玉町飯倉831	72-7887
②	ラフラ	児玉町飯倉1333-1	71-8488
③	マリエ	児玉町飯倉1333	72-8950

災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板

- ・NTT災害用伝言ダイヤル「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音・再生をしてください。**メッセージの録音**：171→1→市外局番から電話番号→メッセージの録音**メッセージを聞く**：171→2→市外局番から電話番号→メッセージの再生
- ・NTT災害用ブロードバンド伝言板(web171)災害発生時にインターネットで伝言情報の登録、閲覧ができます。ホームページ <https://www.web171.jp/>
- この他、携帯電話・PHS各社で災害用伝言板サービスもあります。利用方法は、各社ホームページ等でご確認ください。

防災行政無線メール配信サービスおよび電話確認

- 市では、防災行政無線で放送した内容について、あらかじめ登録した携帯電話やパソコンに電子メールでお知らせするメール配信サービスを行っています。（一部の放送を除きます。）放送内容の確認などに便利ですので、ご利用ください。
- 配信を希望する人は、注意事項をご覧の上、登録の手続きをしてください。
- 注意事項**
- 登録・解除・メールアドレス変更の手続きは、随時行えます。
 - 登録したメールアドレスに防災無線情報メールが配信されます。
 - メール配信サービスの利用は無料ですが、メールの送信にかかる通信費用は利用者の負担となります。
 - 速報メールの送信時刻の遅延により、メールを受信できない場合があります。事前に、honjo-city@raiden.kaiwaip.jpからのメールの受信を許可してください。
 - 注意：配信を受ける方法は、各町内会または各携帯電話会社にご確認ください。
 - 登録されたメールアドレスは、当サービス以外には使用しません。
 - 当サービスに關して利用者が消費した場合は、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
 - 当サービスは、通信回線やシステム障害により、利用者に通知することなく配信を停止する場合があります。
- 注意：防災行政無線の火災に関する放送は、本庄地域に発生した場合は本庄地域のみ、児玉地域に発生した場合は児玉地域のみに行います。メール配信は登録者全員に行います。

- 登録するときは
- 現在(honjo-city@raiden.kaiwaip.jp)にEメールを送信します。携帯電話の場合は、右のQRコードを携帯電話で読み取り、メールを送信することもできます。折り返し、「メールサービス登録のご案内」という名前のメールが届きます。このメール本文の本登録用のアドレスをクリックして、案内に沿って本登録をしてください。登録完了のメールが届いたら、登録完了です。
- ※電話番号の場合
- 次の番号に電話をかけると、防災行政無線の放送内容を電話で確認できます。☎0495-22-1351
- ※放送の24時間後まで、聞くことができます。
- ※タワのチャムで下町時放送など、定期的な放送しているものは除きます。

土砂災害の種類と前兆現象

こんな現象を見たら、早めに避難しましょう！

- 土石流とは**
- 山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に流れが速くなり流木が漂着している。
- ・急に川の流れが速くなり流木が漂着している。
- ・山鳴りがする。
- ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる。

地すべりとは

- 斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。
- ・沢や井戸の水が濁る。
- ・地面にひび割れができる。
- ・斜面から水が湧き出す。

急傾斜地の崩壊とは

- 地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちる現象。
- ・がけに割れ目が見える。
- ・がけから水が湧き出ている。
- ・がけから小石がばらばらと落ちる。

ここに紹介した現象が、土砂災害発生の前兆現象の全てではなく、また、これらの現象が見られなくても土砂災害が発生する場合があります。

避難情報の種類

種別	説明
避難準備・高齢者等避難開始	避難の準備を整え、ラジオやテレビの情報に十分注意してください。要配慮者の方は避難を始めてください。
避難勧告	家族、近所の方と助け合いながら速やかに避難を開始してください。要配慮者の方は避難を完了してください。
避難指示(緊急)	危険が迫っています。一刻も早く避難を完了してください。

避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告などの市からの情報が未発信の場合でも避難すべきと判断できる場合は、積極的に避難をお願いします。

避難準備情報・避難勧告・避難指示が出たときは

- ・動きやすい格好で、お互いに助け合い2人以上で避難場所へ安全な経路で速やかに避難を始めましょう。
- ・高齢者・障害者・病氣やけがをしている方は早めの避難が必要です。近所での避難行動要支援者の避難にご協力ください。
- ・浸水している場所では、水路や側溝、マンホールに十分に注意しましょう。
- ・逃げ遅れたときや避難場所まで行くことが困難な場合は、近くの建物の2階以上に逃げましょう。
- ・テレビ、ラジオ、防災無線、インターネットなどの気象情報、水防情報には十分注意しましょう。危険を感じたら自主的に避難しましょう。
- ・危険が迫ったときは市役所、警察署、消防署、消防団から防災無線や広報車などにより避難の呼びかけを行います。呼びかけがあった場合は速やかに避難してください。

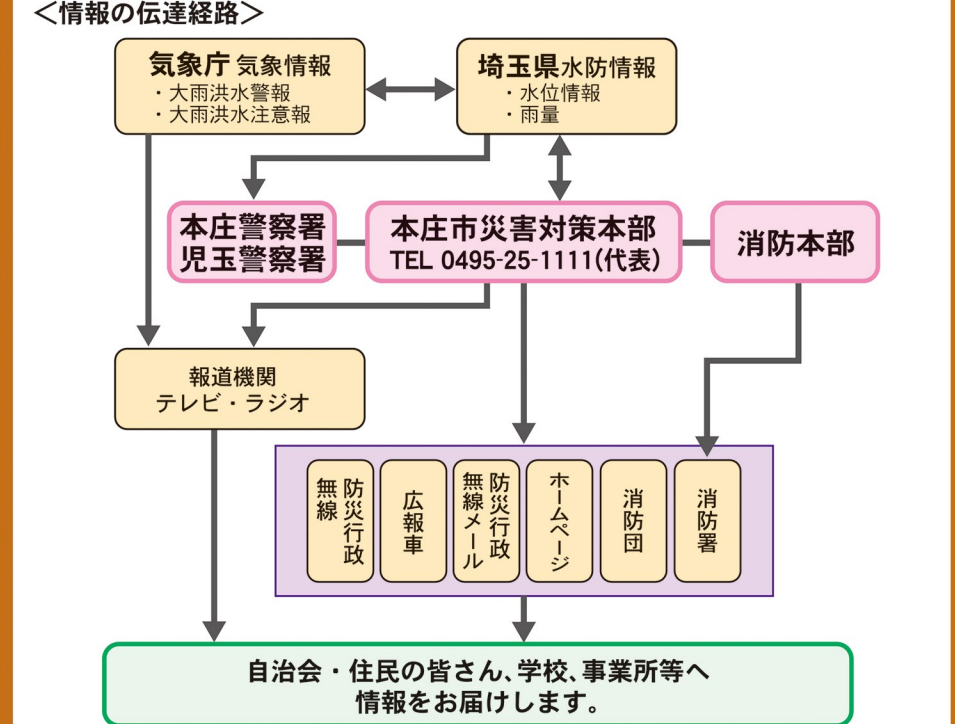


非常持ち出し品を用意しましょう

一次持出品	チェック	二次持出品	チェック
避難するときに最初に持ち出すもの		復旧するまでの数日間(最低3日分)生活するために必要なもの	
ラジオ	予備の電池も用意しましょう	食品	米(アルファ米)、副食品(缶詰など)、菓子類
救急薬品	外傷薬、内服薬、常備薬	水	一人一日3リットルが目安
非常食	乾パンや缶詰、ミネラルウォーターなど	燃料	卓上コンロ(予備燃料も用意)、固形燃料など
貴重品	現金、通帳簿、免許証、印鑑など	その他	毛布、洗面具、ビニールシート、バケツなど
ライト	LEDランタン…各家庭に3個 ヘッドライト…できれば1人1個		
その他	衣類、タオル、ヘルメットなど		

再生紙を使用しています

洪水予報等・避難情報の伝達方法



警報と注意報の発表基準

気象庁は、大雨や強風などの気象現象によって**災害が起こるおそれのあるときに「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときに「警報」**を発表して、注意や警戒を呼びかけます。

種類	予想される災害	発表基準
注意報 大雨注意報	浸水被害や土砂災害が発生するおそれがあるとき	土壌雨量指数基準 97以上
警報 大雨警報(土砂災害)	重大な土砂災害が発生するおそれがあるとき	土壌雨量指数基準 136以上
特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	

*土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを気象庁が指数化したものです。

凡例

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)		
土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生じるおそれのある区域		
土	石	流
急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)		
地	す	べ
土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)		
土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域		
土	石	流
急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)		

避難場所・避難所	児玉総合支所
防災行政無線(スピーカー)	警察署・駐在所
消防署・分署	消防器具置場
救急病院	郵便局
ヘリポート(ドクターヘリ)	

※警戒区域内の避難所の利用については、災害発生時に市からお知らせします。